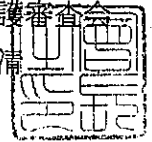




答 申 第 3 号
令和 4 年 3 月 1 6 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会
会長 中坪 清



答申書の送付について

令和3年12月28日付け田総発第315号にて諮問のあったことについて、別添のとおり回答します。

諮問庁：総務課

諮問日：令和3年12月28日

答申日：令和4年3月16日

答申書

第1 審査会の結論

「令和3年6月4日付で、実施要領（訓令第12号）5条3項2号により、公益通報外部窓口から田布施町に対し提出された報告文書」

「令和3年6月4日付で、実施要領（訓令第12号）5条3項2号により、公益通報外部窓口から田布施町に対し報告された通報について外部窓口が行った助言及び指導を記録した文書すべて（電磁的記録含む）」

「令和3年6月4日付で、実施要領（訓令第12号）5条3項2号により、公益通報外部窓口から田布施町に対し報告された通報を受理しない旨決定した起案文書一式」の3件（以下本件処分という）につき存否応答を拒否した決定は、妥当ではないので取消し、当該文書の存否を明らかにした上で公開又は非公開の決定を行うべきである。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人は本件処分について、開示請求拒否を取消し、公開の決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人は、公益通報をした本人であり、文書があることは承知している。また実施機関担当職員が口頭で文書の存否を明かしているため、田布施町情報公開条例（以下「条例」という。）第12条を理由にすることは矛盾していると主張する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

令和3年8月5日	審査請求人より本件開示請求を受理
令和3年8月19日	審査請求人に対し、本件開示請求に対するの決定期間延長の決定を通知
令和3年8月20日	審査請求人より、延長決定に対する不服の申立てを受理

令和3年8月23日	審査請求人に対し、本件開示請求に対する開示請求の拒否（以下本件処分という）を通知
令和3年11月19日	審査請求人より、本件処分に対する不服の申立てを受理

2 諮問庁の主張

諮問庁は、文書の開示請求は何人に対しても認めているもので、制度上、何人に対しても同様に扱うべきものである。そのため、たとえ本人からの請求であっても、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであると主張している。

3 諮問庁の考え方

開示請求の対象文書は、存在するとすれば開示請求者本人が行ったとする公益通報に係る文書である。請求者本人という特定の個人が行った公益通報に係る文書が存在しているか否か答えるだけで、特定の個人が公益通報を行った事実の有無を答えることと同様となるため、条例第12条に基づき本件処分を行ったものである。

4 結論

以上のことから、本件開示請求に対する処分は、対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するべきものであり、本件処分は妥当である。

第4 審査結果の経緯

令和3年12月28日	諮問書の受理
令和4年1月27日	審査
令和4年2月18日	審査

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定日付の公益通報に関する文書3件に対する開示請求である。

実施機関は公益通報に係る文書が存在しているか否か答えるだけで、特定の個人が公益通報を行った事実の有無を答えることと同様となるため、対象文書の存否を明らかにしないで開示請求拒否するべきものと主張する。

以下本件決定についての妥当性を検討する

2 決定の妥当性について

実施機関から、本件行政文書開示請求書中には公益通報をした個人を特定する記述がないにもかかわらず、なぜ当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が公益通報を行ったという非開示情報を開示することになるのか十分な説明がなかった。

非開示情報があるならば、その部分を非開示にすればいいのであって、存否を答えただけで非開示情報を答えることにはあらず、存否応答拒否までを決定する理由にはならない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 委員

中坪 清、藪本 知二、田中 孝道、塩田 和子